

社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が地域福祉推進を目的に「武蔵村山市地域福祉活動計画」（以下「活動計画」という。）を策定するため、武蔵村山市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、組織、運営その他必要な事項について定める。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 活動計画の立案・策定に関すること。
- (2) 活動計画の調査研究に関すること。
- (3) その他計画に関して必要な事項。

(組織)

第3条 委員会の委員は15人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 自治会・老人会に所属する者
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 住民組織・地域づくり関係に所属する者
- (4) 社会福祉に関して識見を有する者
- (5) 福祉行政機関の職員
- (6) 本会の理事会に所属する者
- (7) その他会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は活動計画策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長及び副委員長は委員のうちから本会会長が指名する者をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議及び議事)

第6条 会議は、委員長が召集する。

- 2 委員長は会の議長となり、会議を運営する。

(作業部会)

第7条 委員会に、活動計画策定にあたり専門的事項の調査及び検討のため、作業部会（内部検討委員会 活動計画委員会）を置くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、福祉総務課総務係において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月24日から施行する。